

公立大学法人奈良県立医科大学情報セキュリティ委員会規程

(設置)

第1条 公立大学法人奈良県立医科大学における全学的な情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）の実施にあたり、情報セキュリティ対策に関する重要事項の決定を行うとともに、関係部署との連絡・調整を行うため、情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) セキュリティポリシーの策定、評価および見直しに関すること。
- (2) セキュリティポリシーの遵守の励行および違反に対する措置に関すること。
- (3) セキュリティポリシーに係る教育および研修の企画並びに啓発に関すること。
- (4) セキュリティポリシーの学内外の関係機関等との連絡調整に関すること。
- (5) その他、情報セキュリティに係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副理事長
- (2) 総務・経営担当理事
- (3) 教育・研究担当理事
- (4) 医療担当理事
- (5) 附属図書館長
- (6) 研究部長
- (7) 看護学科長
- (8) 教養教育部長
- (9) 基礎教育部長
- (10) 臨床教育部長
- (11) 看護教育部長
- (12) 法人企画部長
- (13) 病院経営部長
- (14) 看護部長
- (15) 情報システム運営委員会委員長
- (16) 医療情報システム運営委員会委員長
- (17) その他委員長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第17号の委員は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は副理事長をもって充て、副委員長は総務・経営担当理事、教育・研究担当理事および医療担当理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急に対応を要する事案が発生した場合は、委員長の判断により委員会を開催することができる。この場合、委員長は、欠席委員に対し、審議結果を速やかに報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、情報推進課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。